

山鹿市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

山鹿市公平委員会

山鹿市公平委員会規則第1号

山鹿市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山鹿市管理職員等の範囲を定める規則（平成17年山鹿市公平委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「総室長」及び「危機管理監」を削り、「室長補佐」の次に「主幹 政策主幹」を加え、「同部総合戦略課政策調整係長」を「同部政策調整課政策調整係長」に改め、「政策参与」の次に「危機管理監 用地対策監」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。